

第2期朝日町総合戦略の計画期間延長について

朝日町では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間を計画期間とした朝日町総合戦略を策定した。また、第1期総合戦略の方向性及び基本的な枠組みを継続しながら、町の「不断のまちづくり」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策・事業をまとめ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした第2期朝日町総合戦略を策定し、今日まで実施してきたところである。

本年度末で計画期間が終了する第2期朝日町総合戦略について、令和6年10月9日に開催した「朝日町総合戦略審議会」において委員の合意が得られたことから、以下のとおり計画期間を1年延長する。

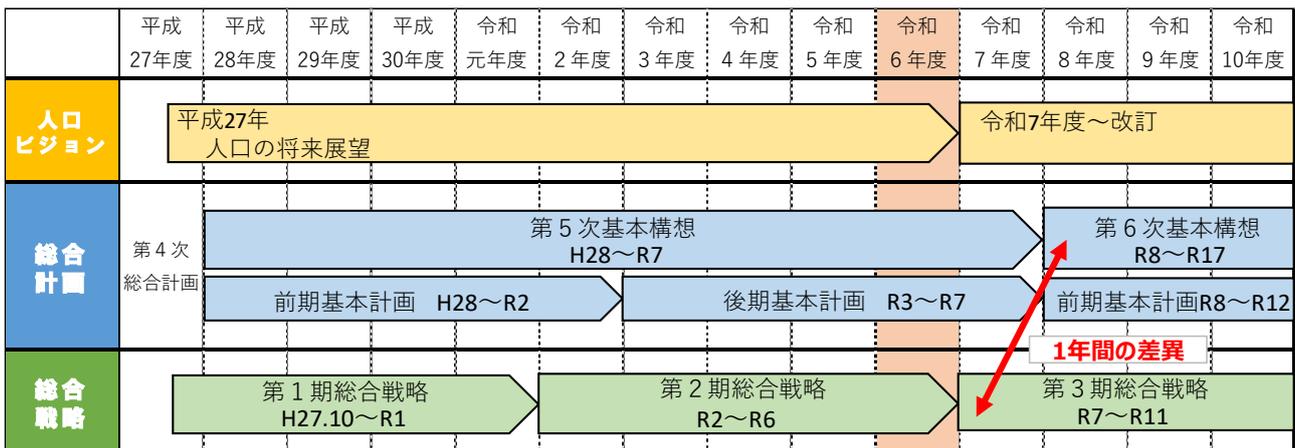
1 延長の趣旨

総合戦略は、町の最上位計画である第5次朝日町総合計画で掲げる将来像「夢と希望が持てるまちづくり 朝日町」を実現するための重点プロジェクトとして位置づけており、密接な関係にあることから、第3期朝日町総合戦略を策定する際は、引き続き総合計画との整合性を図る必要がある。

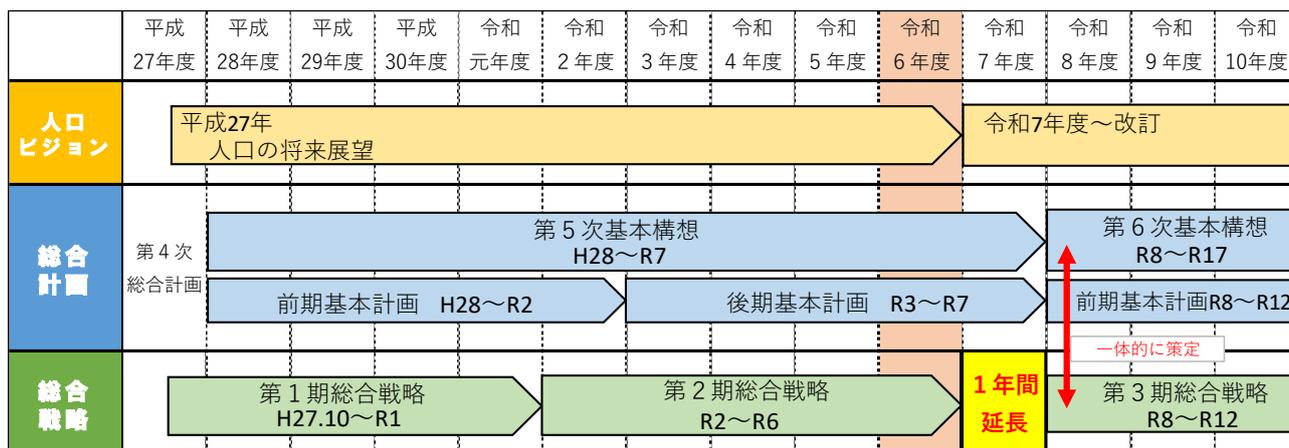
しかしながら、図1のとおり第2期朝日町総合戦略の計画期間は令和6年度までであり、令和7年度までを計画期間とする第5次朝日町総合計画とは期間に1年の差がある。

このため、総合計画との整合性を引き続き担保し、進行管理を一本化することによりわかりやすい計画とするため、図2のとおり第2期朝日町総合戦略の計画期間を第5次朝日町総合計画に合わせ1年間延長し、第3期朝日町総合戦略の始動時期を第6次朝日町総合計画と同様の令和8年度とし、一体的に策定を行うものとする。

◆ 図1 現行の総合計画と総合戦略の計画期間



◆ 図2 第2期朝日町総合戦略の計画期間を1年間延長



2 第2期朝日町総合戦略の計画期間延長に伴う修正点について

第2期朝日町総合戦略で掲げたKPIが新型コロナウイルス感染症の影響等により未達成となっている項目があることから、現戦略の継続を基本とし、基本目標の数値目標、具体的施策の重要業績評価指標（KPI）目標年度は、「[R 7]」と読み替えることとする。

3 国の地方版総合戦略に対する方針

国では令和5年12月に令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しており、地方においては国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めることとされているが、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えないとされている。また、図3のとおり総合計画と総合戦略の計画期間を合わせることは可能とされている。

◆ 図3 総合計画と総合戦略の計画期間を合わせることに對する国の見解

Q4. 当市では、現行の地方版総合戦略の最終年度は2019年度となっていますが、総合計画の最終年度は2020年度となっているため、現行の地方版総合戦略の計画期間を1年延長して、次期「地方版総合戦略」と次期「総合計画」の計画期間を合わせたいと考えていますが、そのような対応も可能でしょうか。

A4. まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

出典：まち・ひと・しごと創生本部「地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&A」（平成31年3月27日）を一部抜粋